

第 37 回 千川小学校跡地の活用を考える会 会議録

開催日時 場 所	平成 27 年 1 月 19 日 (月) 19:00~21:00 豊島体育館 2 階会議室
出席者	海保会長、柿沼副会長、米田副会長、水島副会長 (副区長) 大橋、西島、宮島 (俊)、岡崎、宮島 (明)、横田、鈴木、坂本 (幹)、中島、二木、 染谷、佐々木 (利)、佐々木施設計画課長 (計 17 名) 公園検討部会委員: 5 名 オブザーバー: 常松福祉総務課長、石井土木担当部長 (公園緑地課長事務取扱)、 關学習・スポーツ課長、橋爪保育園課長 事業者: 社会福祉法人七日会 2 名、社会福祉法人つばさ福祉会 2 名、特養ホーム等設計者 2 名 特養ホーム等新築工事業者 1 名、地域活動倉庫建設事業者 1 名、 公園整備事業者 3 名、特養ホーム植栽業者 1 名
資料	資料 1 ふるさと千川の管理形態について (案) 資料 2 公園整備変更図 (案) 資料 3 公園整備工事 現場事務所配置図 (案) 第 3 4 回 (平成 26 年 9 月 30 日) 会議録 (案) 修正版 第 3 5 回 (平成 26 年 10 月 16 日) 会議録 第 3 6 回 (平成 26 年 11 月 28 日) 会議録 (案)

(会長)

みなさんこんばんは。ただいまより第 37 回の考える会を開催する。

新年あけましておめでとうございます。旧年中の皆様のお力添えにより、学校跡地の施設の建設も進み、ひろばも鋭意工事中であり、その姿をご覧頂ける。年が明け、風景が一新した感じである。本日は、初めに事務局より報告がある。

(施設計画課長)

公園、地域活動倉庫、外側の道路整備についてそれぞれ事業者が決定したので紹介させていただきます。まず、地域活動倉庫の建設事業者ですが、日成ビルド工業株式会社さんです (同社挨拶)。

(土木担当部長)

公園の工事を担当する株式会社武蔵野種苗園さんです (同社挨拶)。本日は見えていないが、跡地の外の道路は徳力建設工業株式会社が担当する。

(会長)

それでは、次第にそって進める。まず、ふるさと千川の管理形態について説明をいただきたい。

(土木担当部長)

<資料 1 のふるさと千川の管理形態について (案) を説明>

本日は、利用日時や日常利用等の大枠をお決めいただきたい。管理形態についてだが、

4月から新条例で管理することは難しいため、当面は要綱で運用する。利用時間であるが、従来通り夜間は閉園したい。平日の開園時間は午前9時半から午後6時、土日祝日は午前8時から午後6時を考えているが、冬時間を設け、午後4時半に閉園するのか、年末年始を開園するのか等が課題である。

日常利用はこれまで通り運用としたいと考えているが、決まっていなかったテニスでの利用を行うのか決めていただきたい。軟式のボールに限ってキャッチボールを認めるのかについても同様である。

占用利用についてだが、現在のイベントに加え、保育園の運動会等で占用させるのか。現在園庭のない保育園も多いため、10月のシーズンは占用利用が続く可能性がある。

禁止行為についてだが、犬のリードを外した放し飼い、喫煙、飲酒、猫やハトへの餌やりは原則禁止と考えている。一方で、イベント時には喫煙、飲酒を決められた場所で許可するのか。

管理のために人を配置するが、資格を持つインストラクターにお願いするのか。またはシルバー人材センターから派遣するのか。

以上について、開園に向けご議論いただきたい。

(会長)

ありがとうございます。多くの課題があることが分かった。一つずつこの場で決めたほうが良いのか。

(土木担当部長)

利用日時については案内看板製作に支障が出るため早くに決めていただきたい。

(会長)

利用日時および年末年始の利用についてはいかがか。

(委員 F)

新たな条例の制定はいつごろになるのか。

(土木担当部長)

運用について2~3か月は様子を見る必要があるため、第3回定例会にかけることになると思う。そうすると、10月末の議決を得た後に条例での管理を開始することになる。

(委員 F)

暫定の期間が長くなると、その利用方法に慣れてしまうと思って質問をした。その期間であれば問題ない。

(副区長)

慣れた状態で、その利用方法が条例化に支障がないかをみたい。

(委員 F)

区のスタッフは今後変わらずにいくのか。

(土木担当部長)

区の職員は人事異動で変わることもある。

(委員 F)

貸し借りの際のルールは、次の担当に踏襲していただきたい。

(委員 P)

閉園時間については、夏の午後6時というのは早いのではないか。

(土木担当部長)

7月の下旬頃であれば伸ばしても問題ないが、8月下旬になると薄暗くなる。冬については4時半ごろが妥当と考える。防災無線のチャイムの変更に合わせて変えるのかご検討いただきたい。

(委員 J)

終了時間は防災無線のチャイムと同じ時間で良い。冬は夕方5時、夏は6時である。6時過ぎての小学生の外遊びは親の立場で考えると心配である。

(副会長 B)

確認だが、今までの校庭解放は防災無線の時間に合わせていたのか。

(委員 J)

そのとおりである。

(副会長 B)

そうであれば、以前と同じで良いと思う。校庭解放が再開した感じがする。

(委員 J)

開始時間の土日祝日の朝8時というの早いのではないか。資料にある時間は一般開放の時間か。

(土木担当部長)

今まではどのように利用されていたのか。10時までには開けていなかったのか。

(委員 I)

土日祝日は校庭解放が10時からであった。その前の2時間をテニス団体が利用していた。

(副会長 A)

土日祝は午前10時から12時まで、午後1時から午後6時(冬は5時)であった。12時から午後1時は管理人の昼休憩時間で閉園していた。

(委員 I)

管理人不在の1時間は一般開放せず、団体が責任もって借りて利用していた。

(土木担当部長)

仮にそのような団体での利用を認めるのであればそのような形になる。認めないのであれば平日に合わせて朝9時からの利用となる。

(委員 H)

平日を含めて朝10時からでよいと思う。今まで平日は午後3時からであったが、幼児連れの保護者等は開園していなくても入ってきていた。学校がない時間帯に開放するというのでよいのではないか。夏休み等に昼からでなく、朝10時から開放する運用でもよい。朝8時頃の利用はほとんどない。昼の1時間については、子どもを帰宅させるために閉めたほうがよい。

(公園検討部会委員)

以前のように、朝10時からの開園とし、その前の時間を団体貸しとしてほしい。日常利用の中にテニスの利用を入れてほしい。また、利用団体で規約を作って管理していきたい。

(会長)

ご意見は承る。年末年始どうするのか。いままではどうであったか。

(委員 J)

12月31日、1月1日は休みであった。年始2日、3日は時間を短縮して開けていた。区で決めていただいていた。

(会長)

利用時間について午前の時間帯をどうするか。団体利用について、朝10時前や昼間にできるような仕組みを作っていくのか。

(副会長 B)

平日も午前10時から12時、お昼休みを挟んで午後1時から6時、冬場は5時で、暫定解放時に平日の午前中を追加した形である。お散歩保育などもあるので午前に利用できたほうがよい。保育園としてのご意見はいかがか。

(法人：つばさ福祉会)

その開放時間で支障はない。

(副会長 B)

管理人の方も、昼休みがとれれば1人で対応が可能である。まずはこの形で進め、改善策があれば修正を図りたい。

(副区長)

まずは、これで実施されたいかがか。区民から区へご意見があった場合は、本会に諮って修正等を検討したい。それをもとに条例や規則の内容を決めたい。

(委員 H)

それでよいと思うが、公園の掲示は後で変更できるのか。柔軟に対応できるのか。

(土木担当部長)

条例で決めた場合は安易に変更できないが、要綱での開放は柔軟に対応できる。掲示の張替え等も臨機応変にできる。

(会長)

今の内容でよろしいか。〈挙手により決定〉

それではこの内容で決定とする。

(副区長)

災害時の対応も踏まえ、鍵の管理はどうするのか。

(土木担当部長)

災害時、区の職員がすぐに駆けつけることは難しいため、会長・副会長に鍵をお預けできないか。区の担当職員は、救援センターの開設のために追ってかけつける。

(会長)

お預かりすることは構わない。

(委員 F)

救援センターの対象エリアはどの範囲か。

(会長)

千川1丁目、千川2丁目、要町3丁目である。

(副会長 B)

救援センターとして指定されているのは、豊島体育館である。整備する公園は、救援

センターの補完施設となる。

(会長)

テニスコートとして利用できる仕様で整備するのか。

(委員 H)

団体を登録して利用させていくことも視野に入れるべきで、旧体育館の利用団体とも連携して、この地域の活性化のために登録団体が協力していくことが必要と考える。その一環として、テニスコートの設置は必要と考える。

(副会長 B)

以前は旧校庭の体育倉庫を利用することで、団体の連携を図っていた。今後は、特養ホームの町会倉庫や地域活動倉庫をどのように管理するかによると思う。テニスのポール等の道具はどこに保管されるのか。

(委員 I)

日常の利用で使う一輪車等の遊具をしまう場所と同じでよいのではないか。

(副会長 B)

その場所をどこにするか決めていかなければならない。

(会長)

テニスができる仕様で整備することでよろしいか。(一同了承)

(施設計画課長)

次回には、本日決まった利用方法等をまとめたものを資料としてご用意させていただく。

(会長)

次の案件に移りたい。

(公園整備事業者)

公園工事を請負会社の現場代理人ある。公園工事を1月7日から始めており、今後解体に伴い10t車での運び出しが1週間ほど続く。近隣の方々にはご迷惑をおかけするがご協力のほどお願いしたい。

以下の公園計画の変更についてお諮りしたい。

1. 公園北東部の桜等4本の高木について、倉庫予定地であるため伐採をする。工程の関係上、明日から伐採作業に入りたい。
2. 手足洗い場の設置について、計画案の位置では、設置する際にクレーン車が桜の木に接触してしまう。そのため、2mほど北へ位置を移動したい。
3. 東側の電気の引込ポールの位置も、桜の木が近くにありポールの基礎の支障となるため、北側へ位置を移動したい。
4. 南西のトイレ脇設置のポールについて、利用する際にロープが桜の枝に接触してしまうことから、南側の植込の位置に変更したい。
5. 保育園と境界部分の防球フェンスについて、高さが10mあり、保育園側の桜の枝に接触してしまうため、保育園の設計担当者にも確認し、保育園の開閉式扉の位置までと短くしたい。
6. トイレ脇の照明灯について、ポールと同様に木の影響で照度が落ちるため、南側の植込に位置を変更する。

7. 正門側の照明灯について、近くにヒマラヤ杉があり照度が半減すること及び付近に記念碑を移設する予定もあることから、北側の土系舗装の位置まで変更する。

また、旧体育館敷地を公園整備の仮事務所及び7m防球フェンスのポールの仮置き場として使用したい。ポールの設置は建柱車により行う。

(副会長 A)

地域活動倉庫の配置について伺いたい。配置は決まったのか。

(施設計画課長)

以前の図面と2点を変更した。まず、外階段の位置を南側から北側に変更した。特養倉庫との間の幅は約120cmとなる。また、先週、建築審査会があり、建築許可の条件として、屋上住宅地側のフェンスを目隠しにすることとされたため、目隠しフェンスに変更した。

(副会長 A)

先日、区と寸法の打合せをし、地域活動倉庫と特養側倉庫との間を詰めて、配置もできるだけ北側へとお願いをした。配置はこれで確定なのか。多少の変更は可能か。

(事務局)

建築審査会の許可審査において、建築環境上、公園で使用するものは公園敷地内を通過して出し入れすべきであり、道路を使用するのは控えるべきとの意見が出された。外階段も蹴上げ高により、折れた形状でないと設置できない。

(副会長 A)

それは理解している。先日、特養との幅の1.2mは取り過ぎでないか。例えば90cm幅にできないか。なるべく東の道路側にスペースを作りたい。また、倉庫を北側へできるだけ移動してほしい。細かい寸法は今後調整できるのか。

(事務局)

本計画で早急に建築手続を進めたい。

(副会長 A)

寸法を詳細に示した図面を示してほしい。ソメイヨシノの伐採にも関わる。寸法を現場においても確認したい。敷地端からの位置関係を示してほしい。

(副区長)

たとえソメイヨシノを伐採するにしても、位置関係をしっかり示して行うべきとおっしゃっている。もったもである。

(副会長 A)

特養ホームの植栽でも、同様の問題がある。ご説明いただきたい。

(特養ホーム等設計者)

特養ホーム敷地内の植栽について、解体工事の際に公園検討部会及び考える会において、ご相談の上、決定させていただいた。その中の南側の1本については、敷地との境にあり、工事開始後に再度検討するというようにした。

その木について、敷地内の施設の窓先空地に位置することが判明し、火災等の災害時の避難に支障することがわかった。昨年末より建築の審査機関と協議していたが、木を残したままでは建築済証が得られないため、残念ながら伐採せざるを得ないとの結論となった。その旨、ご報告させていただく。

(副会長 A)

フェンスにかかるため、事前に正副会長に説明があったが、本会でも説明していただくようお願いした。やむを得ないと考えるが、いかがか。

(委員 F)

今のお話しは、地域にとっても有益となるものか。

(副会長 A)

地域活動物品の倉庫であるため、町会にも有益である。

(委員 F)

決定権は行政側にあるが、行政は説明責任を持つべきである。地域住民が幸福となる仕事をしていただきたい。

(副会長 A)

特養ホームの桜も切らなくてよいかもと話していたが、測った結果切らざるを得なかった。寸法がでないと判断できない。

(委員 H)

外階段を特養ホーム倉庫との間から上るのは使いづらい。

(副会長 A)

使いづらいが、建築審査会で通らないためこのようになった。形状は変更できないと思う。配置について、寸法が明記されないと、木を伐採すると言われても了承できない。

(委員 F)

区側は地域を守る意識を持っているのか。ただ単に建築基準法上の問題なのか。

(事務局)

本倉庫の設置は、建築基準法の例外での許可となるため、建築部局に例外として認めて頂く必要がある。そのため、倉庫の形状や使用用途に関し、公益性や必要性も含めて、建築部局への説明を重ねた。その結果、この配置で例外としての許可を得た。倉庫の配置図は、現況測量図に重ねて作成しており、図の寸法は正確である。

(副会長 A)

階段等の部材の寸法も示すべきである。階段の幅がどれだけ必要かも、それをもとに判断ができる。

(施設計画課長)

建築審査会において、環境上、区道をなるべく使わないようにとの意見があり、特養ホーム倉庫との間を広くとっている。

(副会長 A)

寸法が知りたいと言っている。芯々での寸法でなく、敷地境界からの建物の正確な寸法を示してほしい。

(副区長)

数値を入れて、配置理由についてご説明する必要がある。

(委員 F)

区側は調整型の説明をすべきである。地域に安心感を与えるよう進めてほしい。

(施設計画課長)

倉庫整備事業者を確認したところ、建築基準法での階段幅は最低で60cm必要である。

荷物の運搬上、階段幅は何cmとするか決めて頂きたい。

(委員 G)

物を持って上がるには60cmは狭い。一般家庭のトイレのドアの幅である。

(副会長 A)

70cmくらいでどうか。屋上にシートやホースを運んで乾かすための階段である。

(委員 R)

物を持って上がる階段であれば70cm以上ないと狭い。

(委員 G)

75cmあればよい。

(副会長 A)

75cmに決定する。

(施設計画課長)

階段幅75cmで、北側へのさらなる配置を検討した図面を作成する。その上で、木の伐採について現場等で正副会長にご確認を頂く。正副会長に一任する形でよろしいか。

(会長)

了承した。

(施設計画課長)

その他の、公園整備事業者からの計画変更の提案についてはいかがか。

(会長)

手洗い場等の計画変更についてはいかがか。

(委員 Q)

手洗い場と電気引込ポールの変更はよい。イベント用のポールは移動の結果、対角にならないが強度は大丈夫なのか。

(副会長 B)

ポールの仕様を教えてください。

(公園整備事業者)

ポールの長さは5mである。ポールのコンクリート基礎は1.25mの深さで、直径は0.42mである。強度はやぐらの設置の場所でも変わる。

(副会長 B)

イベント時にロープを設置して頂いている方によれば、四隅になくても大丈夫とのことである。提灯をつけているため、安全確保としてロープを張っていると聞いている。桜の木に配慮して頂いたほうがありがたい。

(委員 Q)

それでよければ構わない。

(委員 H)

電気の引込ポールを今のポールと兼用にできないか。別々にしないとならないのか。

(公園整備事業者)

既存のポールの再利用を検討している。設計の変更の中でそれを含め検討する。

(委員 H)

提灯に電気を使うので、兼用の方が使いやすい。

(委員 O)

桜に対する地元の想いは強い。北側の桜の木を切ることになり、さらに窓先空地の木も切ることになった。説明は理解できるが、伐採後の代替は考えていただいているのか。

(特養ホーム等設計者)

保存している桜の苗木を、特養ホームの玄関、保育園南西の交差点の角に移植する。特養ホームの北側には、次の世代に向けて、新たに桜を4 m 間隔で既に植えている。

(委員 O)

新たに植えた桜は、現在どのくらいの高さか。

(特養ホーム等設計者)

高さは3 m、幹回りは12 cmである。

(委員 O)

この桜が並木としての存在感が出るのはいつ頃か

(土木担当部長)

10年程後である。

(委員 H)

北側の桜について4 mピッチでは間隔が狭いのではないか。幹が太くなることを考えていないのではないか。

(特養ホーム等設計者)

5年後に良いバランスになると考えている。その後は、剪定・間引きしながら丈夫な物を残していきたい。

(委員 H)

間引きするのであれば逆に少なすぎるのではないか。

(副会長 B)

桜を間引くというのは聞いたことがない。専門家が4 m間隔でよいと判断されたのか。

(特養ホーム植栽業者)

以前には成長した桜の木が5～7 m 間隔で植えられていた。今回は、成長を考えて苗木を植えた。苗木は育つのに10年ほどかかるため、その間の景観も考慮してこの間隔とした。

(委員 O)

巨木になるスペースは確保されているのか。

(特養ホーム植栽業者)

植栽自体は大丈夫である。植栽区画が横幅で90 m、奥行で3 mとられている。

(副会長 B)

桜の自然樹形を理解されているはずである。枝を切って丸太にするのでは、自然樹形でない。樹木を大切にしてほしい。旧体育館側のイチョウの木の枝も大きく切られた。幹だけ残すのでは、木は成長しない。

(委員 H)

将来を見据えた植栽をしていただきたい。5年後の話ではない。やり直してほしい。

(副会長 A)

私たちは30～50年後を考えている。その時に大木になった木がほしい。後々の地

域のために言っている。

(委員 F)

ふるさと千川として跡地が整備されたのは、区の貢献が大きい。しかし、象徴的なものをつくるだけでなく、地域の安心感の醸成にも配慮して頂きたい。また、ある町のために整備するのではなく、地域社会のために整備するという考えに賛成である。誰もが覇気になるものとしてほしい。

(公園整備事業者)

明日の倉庫部分の木の伐採作業は中止し、代わりに手洗い場付近の桜の木の枯れ枝伐採作業を行う。

(会長)

ありがとうございます。

(施設計画課長)

今回は体育館の耐震診断の結果が出る2月末での開催を予定している。日時は別途連絡させていただく。

(会長)

本日はこれにて終了する。ありがとうございました。

以上